

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 6 日

各都道府県民生主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

児童養護施設退所者等の未成年で親権者等の同意が得られない場合の対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答」では、貸付を行う場合、借受人が未成年者で婚姻していない場合には、親権者または後見人の同意が必要としているところですが、児童養護施設の退所者等においては、親権者等の同意を得ることが難しいケースがあります。

こうしたケースについては、「児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付けについて」(平成 16 年 3 月 31 日社援発第 0331022 号厚生労働省社会・援護局長通知)において、児童養護施設等の長の意見書等により、同意なしで資金の貸付を行うことが可能であるとしており、特例貸付の実施においても、同様の取扱いが可能であるので、柔軟な対応をお願いします。

なお、当該通知においては、「貸付審査等運営委員会の意見を聞くこと」とされていますが、特例貸付においては、迅速な貸付を行う観点から省略していただいで差し支えありません。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただき、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしくをお願いします。

また、児童養護施設の退所者等に対しては、上記の貸付事業の他、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」(平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 3 号厚生労働事務次官通知)により、児童養護施設退所者等の円滑な自立を実現するため、家賃や生活費等の資金の貸付を行う制度があります。当該制度も、親権者等の同意を得ることが難しい場合には、児童養護施設等の長の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとすることが可能であるとしていますので、別添資料により、あわせて周知いただくよう、よろしくをお願いします。

本取扱いについては、厚生労働省子ども家庭局から自治体及び関係団体を通じて、児童養護施設等に対しても周知を行うこととしております。

[参考]「児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付けについて」(平成 16 年 3 月 31 日社援発第 0331022 号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

4 借入れの手続き等

(2) 都道府県社協は、借入申込者において親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ること。

法定代理人の同意が得られない場合には、児童養護施設等の長又は里親の意見書、児童養護施設退所者等への面接等により、当該借入申込者の自立の能力を確認の上、同意なしで資金の貸付けを行うこと。

なお、貸付けの決定に当たっては、貸付審査等運営委員会の意見を聞くこと。

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額などを行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
 - 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間
- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 - 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）◀ 拡充 ▶
 - 【生活費貸付】貸付額：月額8万円 ◀ 拡充 ▶
貸付期間：6か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
 - 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数
 - 【生活費貸付】貸付額：月額5万円
貸付期間：正規修学年数
- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 - 【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数
 - 【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円） ◀ 拡充 ▶
貸付期間：正規修学年数 （拡充分については6か月間）

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

(参考2)

児童養護施設退所者等の未成年で親権者等の同意が得られない場合の対応 (事務連絡のポイント)

- 特例貸付の実施において、貸付対象者が婚姻していない未成年である場合、親権者または後見人の同意を必要としている。
 - 本事務連絡は、児童養護施設の退所者等においては、親権者等の同意を得ることが難しいケースがある場合の柔軟な対応を示すもの。
-
- 児童養護施設の退所者等においては、親権者等の同意を得ることが難しいケースについては、本則の取扱(※)において、児童養護施設等の長の意見書等により、同意なしで資金の貸付を行うことが可能。
 - 特例貸付においても、同様の対応が可能であり、柔軟な対応をお願いします。(貸付審査等運営委員会の意見聴取は省略可。)
 - 本取扱については、市区町村社会福祉協議会等に加え、児童養護施設等に対しても周知を行っていただきたい。
 - また、児童養護施設の退所者等を対象とする家賃や生活費等の貸付制度である「自立支援資金」についても、親権者等の同意を得ることが難しい場合には、児童養護施設等の長の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとすることが可能であるとしているので、あわせて周知いただきたい。

※「児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付けについて」(平成16年3月31日社援発第0331022号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

4 借入れの手続き等

(2) 都道府県社協は、借入申込者において親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ること。

法定代理人の同意が得られない場合には、児童養護施設等の長又は里親の意見書、児童養護施設退所者等への面接等により、当該借入申込者の自立の能力を確認の上、同意なしで資金の貸付けを行うこと。

なお、貸付けの決定に当たっては、貸付審査等運営委員会の意見を聞くこと。

【事務連絡本文】

「児童養護施設退所者等の未成年で親権者等の同意が得られない場合の対応」(令和2年6月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)